

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針（水道法関連部分抜粋）

平成 27 年 1 月 30 日閣議決定

#### 4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

##### 【厚生労働省】

##### （7）水道法（昭32 法177）

以下に掲げる事務・権限（厚生労働省の所管に係るものに限る。）については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画（仮称）を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等（都道府県が経営主体であるものを除く。）を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 水道事業の認可（6 条 1 項）
- ・ 水道事業の認可に係る附款（9 条 1 項）
- ・ 水道事業の変更に係る認可、附款及び届出（10 条 1 項から 3 項（2 項において準用する 9 条 1 項を含む。））
- ・ 水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出（11 条）
- ・ 水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出（31 条において準用する 11 条）
- ・ 水道事業に係る給水開始前の届出（13 条 1 項）
- ・ 水道用水供給事業に係る給水開始前の届出（31 条において準用する 13 条 1 項）
- ・ 水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可（14 条 5 項及び 6 項）
- ・ 水道事業に係る業務委託の届出（24 条の 3 第 2 項）
- ・ 水道用水供給事業に係る業務委託の届出（31 条において準用する 24 条の 3 第 2 項）
- ・ 水道用水供給事業の認可（26 条）
- ・ 水道用水供給事業の認可に係る附款（29 条 1 項）
- ・ 水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出（30 条 1 項から 3 項（2 項において準用する 29 条 1 項を含む。））
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し（35 条）

- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等（36 条 1 項及び 2 項）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令（37 条）
- ・ 水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令（38 条）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査（39 条 1 項）
- ・ 二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告（当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。）  
（41 条）
- ・ 水道事業に係る地方公共団体（都道府県が当事者である場合を除く。）による買収の認可及び裁定（42 条 1 項及び 3 項）

(別紙)

移譲後の措置

【厚生労働省】

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
6①	水道事業の認可	自治事務		
9①	水道事業の認可に係る附款	自治事務		
10①～ ③、<9 ①>	水道事業の変更に係る認可、附款及び届出 ※10②において準用する場合を含む	自治事務		
11	水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出	自治事務		
<11>	水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出 ※31条において準用	自治事務		
13①	水道事業に係る給水開始前の届出	自治事務		
<13 ①>	水道用水供給事業に係る給水開始前の届出 ※31条において準用	自治事務		
14⑤⑥	水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可	自治事務		
24の 3②	水道事業に係る業務委託の届出	自治事務		
<24 の3 ②>	水道用水供給事業に係る業務委託の届出 ※31条において準用	自治事務		
26	水道用水供給事業の認可	自治事務		
29①	水道用水供給事業の認可に係る附款	自治事務		

30①～ ③、<29 ①>	水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出 ※30②において準用する場合を含む	自治事務		
35	水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し	自治事務		
36①②	水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等	自治事務		
37	水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令	自治事務		
38	水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令	自治事務		
39①	水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査	自治事務		
41	二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告（当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。）	自治事務		
42①③	水道事業に係る地方公共団体（都道府県が当事者である場合を除く。）による買収の認可及び裁定	自治事務		